

令和 7 年度 高松市会計年度任用職員募集要項

【保育所等調理員（育休代替等）】

高松市では、令和 8 年 1 月 1 日採用の会計年度任用職員（保育所等調理員（育休代替等））を、次のとおり募集します。

1 募集の内容

人数	1 人程度
職務内容	保育所における乳幼児の給食やおやつ調理・配膳及びそれに伴う用務全般
応募資格	乳幼児の給食調理等を遂行する能力がある人
採用日	令和 8 年 1 月 1 日 ※勤務は令和 8 年 1 月 5 日（月）から開始になります。
任用期間等	令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※職員の育児休業等の取得状況及び勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤務時間	原則として、月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の週 38.75 時間（フルタイム勤務） ※休憩 1 時間を含みます。 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休日	原則、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（土曜勤務の場合は振替対応）
給与等	・月額 204,400 円（基本給のみ。別途、地域手当支給あり。） ※任用前 5 年間の職務経験により加算される場合があります。 ※別途、本市規程に基づき退職手当及び交通費相当額が支給される場合があります。
期末・勤勉手当	6 月と 12 月（最大 2.3 か月分×2 回） ※在職期間や勤務実績等により、支給月数が変動します。なお、今年度は支給要件を満たしません。
社会保険	健康保険（地方公務員等共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険等に加入します。 （任用後 6 月経過後は雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。また、任用後 12 月経過後は年金制度についても地方公務員等共済組合に加入します。）
災害補償	労災保険が適用されます。 （任用後 12 月経過後は地方公務員災害補償法が適用されます。）
勤務場所	高松市立大野保育所
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

■ 次の各号のいずれかに該当する人は申し込むことができません。（地方公務員法第 16 条（欠格条項））

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■ 外国籍の人でも申し込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書、応募原稿用紙をダウンロードできます。

<アドレス> <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

2 申込手続

受付期間		令和7年11月26日（水）～令和7年12月10日（水）
提出書類		①任用申込書 及び ②応募原稿用紙 テーマ「保育所及びこども園での私の役割」 ※ 5 記入要領のとおり記入してください。 ※ 提出書類はお返しできません。（行政文書として管理し、適正に破棄します。）
提出方法	持参	午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
	郵送	■必ず「簡易書留」にしてください。 ※12月10日（水）までの消印のものは有効。 ■申込封筒の表に「会計年度任用職員任用申込」と朱書き、上記の提出書類を同封してください。
問い合わせ・申込先		高松市役所（6階） 健康福祉局 こども保育教育課 Tel (087)839-2368 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

3 選考方法について

・書類選考及び面接選考

※ 面接選考は、12月15日（月）頃を予定しております。詳細については、個別に連絡します。

4 服従等

・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。

・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服従に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。（営利企業への従事（兼業）等の制限について、適用となります。）

（9会計年度の範囲内）

・1会計年度内の任用となりますが、職員の育児休業等の取得状況及び勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。ただし、任用期間については、職員の育児休業等の取得状況等により定めます。

・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

5 任用申込書等記入要領

・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。

・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。

・「職歴」の欄は、新しい期間のものから順にさかのぼり、記入してください。

・最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。

・応募原稿用紙は400字以内、手書きで記入してください。